平成２５年（フ）第１４１５号
埼玉県川口市大字安行慈林1132番地の１　メゾンＨＫ202号、旧住所秋田県秋田市広面字蓮沼９番地１　エイルマンション広面502号
債務者　石井　新一
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
千葉県香取市小見川5708番地５　リバーサイド天川Ｃ202
債務者　小松﨑勝昭
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第４３３号
愛知県刈谷市末広町３丁目13番地６　サクセスすずき202号
債務者　黒田　直美
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７７７号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1104番地６
債務者　内田紗代子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
大分県日田市天瀬町合田702番地、前住所大分県日田市大字有田197番地１
債務者　長谷部義文
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第３９号
大分県日田市大字東有田955番地２、住民票上の住所大分県日田市大字石井334番地２
債務者　銭花眞壽美
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第２１０３号
札幌市南区南沢５条４丁目１番27号
債務者　江頭　　優
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３２号
札幌市清田区美しが丘２条５丁目９番８号
債務者　林　比呂美
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８６号
札幌市東区北31条東２丁目３番８―206号
債務者　小坂　光浩
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９４号
札幌市北区新琴似７条16丁目４番28号　エスコート４番通103号
債務者　竹田　　篤
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２１号
札幌市東区東雁来９条２丁目16番７―105号
債務者　朱田　　豊
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６２号
札幌市北区麻生町６丁目９番12号　シャーロットタウン101号
債務者　小野　竜司
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１９号
札幌市中央区南10条西12丁目１番33―403号
債務者　畑中　美穂
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３６号
札幌市白石区中央３条４丁目２番21号　グランパルク白石105号
債務者　瀧口　洋子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４８号
札幌市東区北23条東13丁目２番１―308号
債務者　日暮　龍一
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４９号
札幌市東区北23条東13丁目２番１―308号
債務者　日暮祐三子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７４号
札幌市東区北41条東８丁目１番10―106号
債務者　原　　一由
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９９号
札幌市東区北27条東５丁目３番26号　大希荘11号
債務者　鈴木　　宏
１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部